



農薬登録票

登録番号 第 13411 号 登録年月日 平成 23 年 8 月 26 日
登録の有効期間 平成 26 年 8 月 25 日

農薬の種類 手オファアネートメタルベースト剤
農薬の名称 トップジンMベースト
物理的・化学的性状 橙黄色結晶懸濁液
有効成分の種類及び含有量 1, 2-ビス(3-メチルホムール-2-チオール)ペンゼン 3.0%
その他の成分の種類及び含有量 酢酸ジニブタン、色素、水等 97.0%

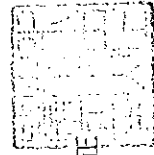
(別記のとおり)

製造者又は輸入者及び住所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
株式会社 取部 若
製造場及び所在地 富山県高岡市向野本町300
日本曹達株式会社
群馬県高岡市小八木町313
新富士化成薬機株式会社
宮城県高松市西本町1
イヌイ徳高松工場

農薬取締法第6条の2第2項の規定に基づき平成25年8月7日 付付をもって上記のとおり変更の登録をしたので本票を返付する。

平成25年8月7日

農林水産大臣 林 芳



(別記)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	注意事項
もも	切り口及び樹口のゆか促進		剪定整枝時、病患部削り取り直後、及び病枝切除後		10回以内(塗布は3回以内、休眠期の散布は1回以内、生育期の散布は6回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 11回以内(塗布は3回以内、休眠期の散布は1回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 9回以内(塗布は3回以内、) 14回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 7回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 3回以内
りんご	腐らん病 輪紋病 切り口及び樹口のゆか促進		剪定時及び病患部削り取り直後、剪定整枝時、病患部削り取り直後、及び病枝切除後		10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 9回以内(塗布は3回以内、) 14回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 7回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 3回以内
なし	胴枯病 輪紋病 紅斑がんしゅ病 腐らん病 切り口及び樹口のゆか促進		剪定整枝時及び病患部削り取り直後		10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 9回以内(塗布は3回以内、) 14回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 7回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 3回以内
かき	切り口及び樹口のゆか促進		剪定整枝時、病患部削り取り直後、及び病枝切除後		10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 9回以内(塗布は3回以内、) 14回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 7回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 3回以内
マルメロ かりん いちじく	切り口の枯込防止 切り口及び樹口のゆか促進	原液	剪定整枝時、病患部削り取り直後、及び病枝切除後	3回以内	10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 9回以内(塗布は3回以内、) 14回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 7回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 3回以内
かんきつ	胴枯病 切り口及び樹口の枯込防止		剪定整枝時		10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 9回以内(塗布は3回以内、) 14回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 7回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 3回以内
キウイフルーツ おとうろ	胴枯病 切り口及び樹口のゆか促進		剪定整枝時		10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 9回以内(塗布は3回以内、) 14回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 7回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 3回以内
小粒核果類	切り口及び樹口のゆか促進		剪定整枝時、病患部削り取り直後、及び病枝切除後		10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 9回以内(塗布は3回以内、) 14回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 7回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 3回以内
びわ	胴枯病 切り口及び樹口のゆか促進		剪定整枝時		10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 9回以内(塗布は3回以内、) 14回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 7回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 3回以内
ぶどう	胴枯病 切り口及び樹口のゆか促進	3倍	休眠期(萌芽前)		10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 9回以内(塗布は3回以内、) 14回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 7回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 3回以内
くり	胴枯病 切り口及び樹口のゆか促進	原液	剪定整枝時、病患部削り取り直後、及び病枝切除後		10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 9回以内(塗布は3回以内、) 14回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 7回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 3回以内
オリーブ オリーブ(葉)	胴枯病 切り口及び樹口のゆか促進		剪定整枝時、病患部削り取り直後、及び病枝切除後		10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 10回以内(塗布は3回以内、) 9回以内(塗布は3回以内、) 14回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 8回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 6回以内(塗布は3回以内、) 7回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 5回以内(塗布は3回以内、) 3回以内

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	特ワネット等 を含む 農薬の総 使用回数
果樹類 (もも、りんご、なし、 かき、マルメロ、 かりん、いちじく、 かんきつ、おうとう、 小粒核果類、びわ、 キウイフルーツ、 ぶどう、くり、 オリブを除く)	切り口及び傷口の 吻合促進	原液	剪定・整枝時 病患部取り取り直後、 及び病枝切除後	3回以内	塗布	3回以内
	さゆり すいか 散物用すいか まくわうり		発病初期	5回以内		
×ロン	るる結病	原液	発病初期 但し、 収穫21日前まで	1回	塗布	5回以内 (種子への 処理は1回以内、 発病は1回以内、 散布は3回以内)
			剪定・整枝時及び 病患部取り取り直後 病枝切除後 袋割直後	5回以内		
ざり	腐らん病	原液	剪定・整枝時及び 病患部取り取り直後 病枝切除後	5回以内	木口 に塗布	5回以内
さくら	てんぐ病					
ぶな (伐倒木)	ワザビ菌による 木材腐朽	原液	剪定・整枝時、 病患部取り取り直後、 及び病枝切除後	1回	塗布	5回以内
樹木類	切り口及び傷口の 吻合促進					

登録の有効期間 平成29年8月25日
 農薬取締法第2条第3項の規定に基づき
 と記のとおり登録した。

平成26年7月30日

農林水産大臣 林 芳正

